

平成26年度第2回山梨県固定資産評価審議会 議事録

1 日 時 平成27年2月24日(火) 13時25分～14時15分

2 場 所 県庁防災新館 407会議室

3 出席者(敬称略)

(委員)磯野英秋、市原文子、乙黒功(代理:石川甚徳)、加藤正、
黒澤貞彦、竹野光美、田中光子、中澤俊彦、野田岳志、
藤野秀美(代理:古屋俊明)、許山敏 (五十音順)

(事務局)市町村課長、総括課長補佐、税政担当課長補佐、税政担当(3人)

4 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 議事
- (4) 閉会

5 議事に付した事案の件名

- (1) 平成27年度固定資産(土地)に係る提示平均価額(案)について
- (2) その他

6 議事の内容

(1) 平成27年度固定資産(土地)に係る提示平均価額(案)について

(会長)

はじめに、「平成27年度固定資産(土地)に係る提示平均価額(案)について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

- 資料1、資料2、資料3により、平成27年度固定資産(土地)に係る提示平均価額(案)について説明 -

(会長)

事務局からの説明について、質問等はあるか。

(各委員)

質問等なし

(会長)

事務局が提示した原案どおりとしてよろしいか。

(各委員)

- 賛意表明 -

(2) その他

(会長)

その他として何かあるか。

(委員)

最近、甲府都市計画区域内の中で、山際に伴う傾斜地や、市街地に接する市街化調整区域内の農地の中で、農業振興地域内の青地をもっている農家の方から、相続税・贈与税の納税猶予制度を受けたいという相談があった。農地として守らなければならない農地が、農業生産力は傾斜地等で落ちているにもかかわらず、市街地にある農地との評価にあまり差がなく高いため、猶予制度を検討せざるを得ないということであった。政策的な考え方ではあるが、本来であれば相続税納税猶予の特例を受けなくても、相続税・贈与税を払う時に、その農地を継承していくような形で次代の人につなげていければ、次代の人々が農地の利用調整で貸し出すというような場合でも、遊休農地の防止とかにもつながっていくのではないかと考える。評価が高ければ、相続税納税猶予を考えなければいけない、適正であれば継承して行って、誰か借りたいという意欲のある人につなげていけるということで、一定程度、農業振興地域内の青地については、市街地の農地とは区別して、評価を下げたほうがよいと考える。固定資産税評価の中でも、このような考え方にに基づき、守るべき農地をしっかりと位置づけてもらいたい。

(委員)

青地はそれほど高くない。市街地農地であれば宅地比準ということで宅地に近い評価になるが、青地であれば農地以外に転用できないという前提になるので、純農地としての相続税の評価となっている。場所によっては、各道路沿線とか、国道沿線とかの青地であれば少し高いかもしれないが、驚くほどの高さではないと思う。

その他、委員から質問等なし

(事務局)

資料4により、平成27年度税制改正のうち、固定資産税に係る負担調整措置について、事務局から説明

(会長)

事務局からの説明について、質問等あるか。

(各委員)

質問等なし

(会長)

以上をもって議事を終了する。